

四国中央市水道局工事成績評定要領

平成19年6月21日

告示第115号

第1 目的

この告示は、公共工事の品質の確保等を図るため、四国中央市水道局工事検査規程（平成19年四国中央市告示第118号。以下「工事検査規程」という。）第11条の規定に基づき、工事の成績評定（以下「評定」という。）に関し必要な事項を定め、厳正かつ適確な評定を行い、もって請負業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

第2 評定の対象

評定は、1件の請負金額が130万円を超える請負工事について行うものとする。

第3 評定の内容

評定は、工事の施工状況、目的物の品質等を評価するものとする。

第4 評定者

工事の成績を評定する者（以下「評定者」という。）は、工事検査規程第4条の規定により検査を命じられた検査員並びに当該工事を担当する課の長（以下「担当課長」という。）及び監督員とする。

第5 評定の方法

評定は、工事ごとに行い、評定者が監督又は検査において確認した事項についての的確かつ公正に行うものとする。

2 1件の請負金額が500万円以上の請負工事の評定は、工事成績評定表（様式第1号）、細目別評定点採点表（様式第2号）及び工事成績採点の考査項目別運用表（様式第3号）により行うものとする。

3 1件の請負金額が130万円を超え500万円未満の請負工事の評定は、様式第1号、様式第2号及び小規模工事成績採点の考査項目別運用表（様式第4号）により行うものとする。当該請負金額が変更契約により500万円以上になった場合も、また、同様とする。

4 公共工事を請負った業者（以下「請負者」という。）は、高度技術、創意工夫、社会性等に関する実施状況について（様式第5号）を提出することができる。

第6 評定の時期

評定は、検査員にあつては検査を実施したとき、担当課長及び監督員にあつては工事が完成したとき、それぞれ行うものとする。

第7 評定表等の添付

監督員は、工事検査規程第12条の検査復命を行うときは、様式第1号及び様式第2号を添付するものとする。

第8 説明請求

工事検査規程第13条の工事完成検査済証の交付を受けた請負者は、当該交付を受けた日から起算して14日以内に、書面により評定の内容について説明を求めることができる。

2 前項の書面は、工事担当課へ提出するものとする。

第9 説明請求に対する回答等

市長は、前条の規定により説明を求められたときは、速やかに工事成績評定に係る説明書（様式第6号）により回答するものとする。この場合において、必要があると認めると

きは、工事成績評定審査会に意見を求めることができる。

第10 評定の修正

第9の規定により工事成績評定審査会から当該評定の修正を求められた場合において、市長は、必要と認めるときは、当該評定を修正するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による修正を行ったときは、その結果を請負者に通知するものとする。

第11 その他

この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、告示の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示の施行の日の前日までに四国中央市水道局工事成績評定要領（平成16年四国中央市訓令第77号）の規定によりなされた措置その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成22年7月13日告示第129号）

(施行期日)

- 1 この告示は、告示の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示による改正後の四国中央市水道局工事成績評定要領の規定は、この告示の施行の日以後に契約する工事から適用し、同日前の契約分については、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の際現に改正前の四国中央市水道局工事成績評定要領の規定により使用されている書類は、改正後の四国中央市水道局工事成績評定要領の規定により使用されている書類とみなす。

工 事 成 績 評 定 表

所 属 年 度		工 事 番 号		工 期	から	完成年月日											
工 事 名					まで	検査年月日											
請 負 者 名				請 負 金 額													
考 査 項 目		監督員				主管課長					検査員						
		氏 名				氏 名					氏 名						
項 目	細 別		b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	
1. 施工体制	I. 施工体制一般		1.5	0.0	-5.0	-10.0											
	II. 配置技術者	3.0	1.5	0.0	-5.0	-10.0											
2. 施工状況	I. 施工管理		1.5	0.0	-5.0	-10.0						5.0	2.5	0.0	-5.0	-15.0	
	II. 工程管理	1.0	0.5	0.0	-5.0	-10.0	10.0	5.0	0.0	-7.5	-15.0						
	III. 安全対策	2.0	1.0	0.0	-5.0	-10.0	15.0	7.5	0.0	-7.5	-15.0						
	IV. 対外関係	2.0	1.0	0.0	-2.5	-5.0											
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形	2.0	1.0	0.0	-2.5	-5.0						10.0	5.0	0.0	-10.0	-20.0	
	II. 品質	2.0	1.0	0.0	-2.5	-5.0						15.0	7.5	0.0	-15.0	-25.0	
	III. 出来ばえ											5.0	2.5	0.0	-5.0		
4. 高度技術	I. 高度技術力※2				13.0												
5. 創意工夫	I. 創意工夫 ※2				7.0												
6. 社会性等	I. 地域への貢献等※3						10.0	5.0	0.0								
加 減 点 合 計 (1+2+3+4+5+6)		点					点					点					
評 定 点 (65±加減点合計)		① 点					② 点					③ 点					
7. 評 定 点 計		① 点 ×					+ ② 点 ×					= 点					
8. 法 令 遵 守 等 ※3		点					点					点					
9. 評 定 点 合 計 ※1		(点)															
出 来 形		% ¥ —															
特 記 事 項		(監督員)					(主管課長)					(検査員)					

- ※1 65点±1,2,3の評定(加減点合計)+4,5,6の評定(加点合計)-8の評定(減点)=評定点合計。各評価点(①~③)は小数第1位まで記入する。評定点合計は、四捨五入により整数とする。
- ※2 高度技術及び創意工夫の評定は工事全般を通して、特に優れた技術等を評価する項目とする。そのため、キーワードと評定内容の記述方法とし、加点評価のみとする。
- ※3 社会性等の評価では地域への観点から、加点評価のみとする。また、法令遵守等は、減点評価のみとする。
- ※4 各審査項目ごとの採点は、担当監督員は、様式第3号の内別紙-1、担当課長は、別紙-2、検査員は、別紙-3によるものとし、検査員の評価に先立ち担当監督員担当課長が記入する。
- ※5 評定にあたっては、別紙の[記入方法及び留意事項]を考慮する。

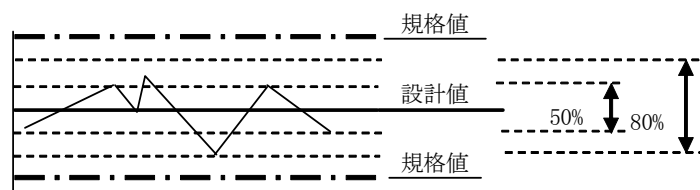
別紙

【記入方法及び留意事項】

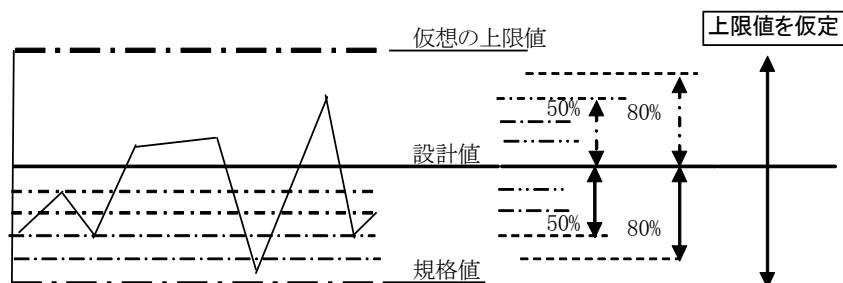
1. 出来形のばらつきの考え方

[管理図の場合]

(上・下限値がある場合)

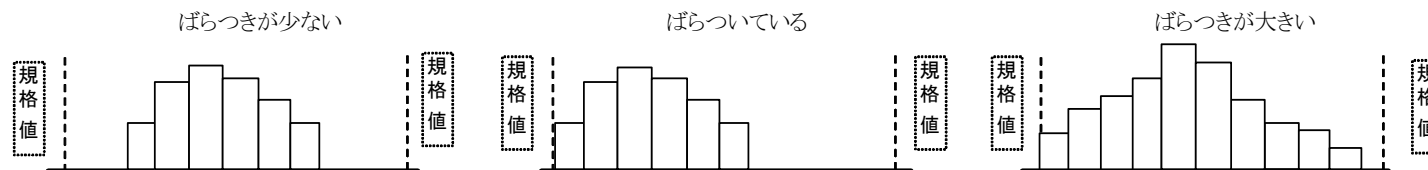


(下限値のみの場合)



※ 上限値の無い場合のばらつきの考え方は、下限値と同様な値があるものと仮定し、ばらつきの%を考慮する。

(度数表または、ヒストグラムの場合)



2. 多工種複合工事の取扱い

- (1) 主たる工種で評定する。なお、多工種で評定対象が重要な場合はこの限りではない。
- (2) コンクリート橋は、プレテンション桁等、工場で製作される構造物も対象とする。
- (3) 評定は「合併工事」欄を活用する。

3. コンクリート構造物のクラックについて

- (1) クラックが発生した構造物では「進行性または有害なクラックがなく、発生したクラックに対しては有識者等の意見に基づく処置をしている」等が見られたら、「C」評価とする。
- (2) 「進行性または有害なクラックがある」場合、無処置の場合は、状況に応じて、「d」または「e」評価とする。

4. その他

「4. 高度技術」「5. 創意工夫」「6. 社会性等」は、請負者から提出された実施状況に関する書類を活用して、評価を行う。

細 目 別 評 定 点 採 点 表

工 事 名

項 目	細 別	① 監 督 員	② 主 管 課 長	③検査員(既成・中間)	④ 検 査 員 (完 成)	細 目 別 評 定 点	得点割合
1. 施工体制	I. 施工体制一般	$(\quad) \times 0.4 + 2.6 =$ 点				／ 3.2 点	
	II. 配置技術者	$(\quad) \times 0.4 + 2.6 =$ 点				／ 3.8 点	
2. 施工状況	I. 施工管理	$(\quad) \times 0.4 + 2.6 =$ 点		$(\quad) \times 0.4 + 6.5 =$ 点	$(\quad) * 0.4 + 6.5 =$ 点	／ 11.7 点	
	II. 工程管理	$(\quad) \times 0.4 + 2.6 =$ 点	$(\quad) \times 0.2 + 4.3 =$ 点			／ 9.3 点	
	III. 安全対策	$(\quad) \times 0.4 + 2.6 =$ 点	$(\quad) \times 0.2 + 4.3 =$ 点			／ 10.7 点	
	IV. 対外関係	$(\quad) \times 0.4 + 2.6 =$ 点				／ 3.4 点	
3. 出来形及び 出来ばえ	I. 出来形	$(\quad) \times 0.4 + 2.6 =$ 点		$(\quad) \times 0.4 + 6.5 =$ 点	$(\quad) \times 0.4 + 6.5 =$ 点	／ 13.9 点	
	II. 品質	$(\quad) \times 0.4 + 2.6 =$ 点		$(\quad) \times 0.4 + 6.5 =$ 点	$(\quad) \times 0.4 + 6.5 =$ 点	／ 15.9 点	
	III. 出来ばえ			$(\quad) \times 0.4 + 6.5 =$ 点	$(\quad) \times 0.4 + 6.5 =$ 点	／ 8.5 点	
4. 高度技術	I. 高度技術力	$(\quad) \times 0.4 + 2.6 =$ 点				／ 7.8 点	
5. 創意工夫	I. 創意工夫	$(\quad) \times 0.4 + 2.6 =$ 点				／ 5.4 点	
6. 社会性等	I. 地域への貢献		$(\quad) \times 0.2 + 4.4 =$ 点			／ 6.4 点	
7. 法令遵守等			$(\quad) \times 1.0 =$ 点			／ (減点) 点	
小 計		①	②	③	④	／	
評定点合計						／	点

※ 既成部分(中間) 検査があった場合 $(①+②+③ \times 0.5 + ④ \times 0.5) =$ 細目別評定点 (既成、中間が 2 回以上の場合は③を平均する)

既成部分(中間)がなかった場合 $(①+②+④) =$ 細目別評定点

※ 得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。

[様式第3号](#)

【上記をクリックして下さい】

[様式第4号](#)

【上記をクリックして下さい】

様式第5号

高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況について

年 月 日

様

請負者 住所
氏名

印

年 月 日契約を締結した下記の工事について、実施状況を報告します。

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	
請負代金額	
実施状況	(高度技術) (創意工夫) (社会性等)

注) 不要の文字は抹消すること

様式第6号

工事成績評定に係る説明書（回答）

年 月 日

様

四国中央市長

印

年 月 日付けで貴社から説明を求められました工事成績評定の内容について、下記の通り回答します。

記

工事番号

工事名

評定内容の説明